

倉敷市告示第378号

倉敷市認知症GPS端末購入費等補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年6月21日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

倉敷市認知症GPS端末購入費等補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、認知症である者等に係るGPSサービスを利用する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、認知症である者等の安全の確保及びその介護者等の負担の軽減を図ることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認知症である者等 次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。

ア 市内に住所を有する40歳以上の者で、在宅で生活していること。

イ 次のいずれかに該当していること。

(ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症であることについて、医師の診断を受けていること。

(イ) 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けていること。

ウ 外出後に所在不明となったことがある又はそのおそれがあること。

(2) GPSサービス 認知症である者等が、購入又は賃借したGPS端末（人工衛星からの信号を使って、当該端末の場所を検索し、把握することができる端末であって、スマートフォン（電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第1条第2項第22号に規定するスマートフォンをいう。）又は携帯電話以外のものをいう。以下同じ。）を所持し、又は認知症である者等の所持品等に取り付けることにより、認知症である者等の場所を把握するサービスをいう。

(3) 介護者等 認知症である者等を介護する者又は認知症である者等の家族をいう。

(交付対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 認知症である者等
- (2) 市内に住所を有する介護者等
- (3) 第1号に掲げる者の成年後見人

2 前項の規定にかかわらず、認知症である者等が介護保険料を滞納している場合は、補助金を交付しない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、認知症である者等がGPSサービスを利用することにより、認知症等である者等の安全の確保及び介護者等の負担の軽減を図る事業とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる補助対象事業に要する経費であって、市長が適当と認めるものとする。

- (1) GPS端末（GPSサービスの利用に必要な附属品等を含む。）の購入費及び月額利用料
- (2) GPSサービスの利用の開始に要する費用
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 前項第1号の月額利用料は、GPSサービスの利用を開始した日（GPS端末を購入した日又は賃借を開始した日をいう。以下同じ。）が属する月のものに限るものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、1万円を限度とする。

2 この要綱による補助金の交付は、認知症である者等1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 診断書その他の認知症である者等が第2条第1号イ（ア）に該当することが確認でき

る書類の写し（同号イ（イ）に該当する場合を除く。）

- (2) GPS端末及びGPSサービスの内容が確認できる書類の写し
- (3) 補助対象経費及びその内訳が確認できる書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者が第3条第1項第2号又は第3号に該当する場合は、当該申請者は、あらかじめ、認知症である者等にGPSサービスを利用する目的を説明しなければならない。

（交付決定等）

第8条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、補助金の交付の適否を決定し、適当と認めるときは、所定の交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に当たり、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、所定の不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 前条の決定通知を受けた者は、GPSサービスの利用を開始した日から起算して3月を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) GPSサービスの利用に係る契約書等GPSサービスの利用を開始したことが確認できる書類の写し
- (2) 領収書その他の補助対象経費の支払及び内訳を証する書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の通知書により通知するものとする。

（補助金の交付等）

第11条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、所定の請求書により速やかに市長に補助金の交付を請求し、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第12条 市長は、第8条第1項に規定する決定通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、決定の全部又は一部を取り消し、所定の通知書により通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく、第8条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをした場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。